公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

制 定 平成27年 1月27日 九運公第 43 号 一部改正 平成27年 8月19日 九運公第 23 号 一部改正 平成28年10月 1日 九運公第 41 号 一部改正 平成29年 8月22日 九運公第 34 号 一部改正 平成30年 8月24日 九運公第 44 号 一部改正 平成30年10月 1日 九運公第 49 号 一部改正 平成31年 4月 1日 九運公第 2 号 一部改正 令和 元 年 8月23日 九運公第 34 号 一部改正 令和 2 年 3月31日 九運公第123号 一部改正 令和 2 年 8月28日 九運公第 31 号 一部改正 令和 2 年10月 1日 九運公第 42 号 令和 3 年 7月30日 九運公第 42 号 一部改正 令和 3 年 8月27日 九運公第 48 号 一部改正 一部改正 令和 3 年10月 1日 九運公第 63 号 一部改正 令和 3 年10月29日 九運公第 76 号 一部改正 令和 4 年 8月30日 九運公第 35 号 一部改正 令和 5 年 8月31日 九運公第 57 号 令和 5 年 9月29日 九運公第 72 号 一部改正

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における準特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

記

別添のとおりとする。

準特定地域における適正車両数

都道	営業区域	適正車両数(両)		令和4年度末	令和4年度末車両数と 適正車両数(上限)との	
府県	(交通圏)	上限	下限	車両数(両)	乖離率(%)	
福岡県	福岡交通圏	2,967	2,802	4,415	32.8	
	北九州交通圏	1,640	1,549	2,241	26.8	
	久 留 米 市	295	278	498	40.8	
	大牟田市	83	78	131	36.6	
	筑 豊 交 通 圏	178	168	346	48.6	
佐賀県	佐 賀 市	228	215	374	39.0	
	唐 津 市	125	118	179	30.2	
長崎県	長崎交通圏	591	558	1,024	42.3	
	佐 世 保 市	244	231	477	48.8	
	諫 早 市	115	108	154	25.3	
宮崎県	宮崎交通圏	571	539	960	40.5	
	延 岡 市	178	168	265	32.8	
	都 城 交 通 圏	96	91	196	51.0	
熊本県	熊本交通圏	1,049	991	1,723	39.1	
	八代交通圏	121	115	218	44.5	
大分県	大 分 市	395	373	743	46.8	
	別府市	168	159	382	56.0	
鹿児島県	鹿児島市	911	861	1,518	40.0	
	鹿児島空港交通圏	163	154	243	32.9	

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適 正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車 (一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の 数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
都道 府県		令和4年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
福岡県	福岡交通圏	81,679,725	0.93	206,490,491	0.41	1,020,614	0.85	0.90
	北九州交通圏	26,983,900	0.92	77,140,323	0.37	573,274	0.85	0.90
	久 留 米 市	5,327,834	0.92	13,590,930	0.43	109,335	0.85	0.90
	大 牟 田 市	1,714,279	0.90	5,017,880	0.42	35,139	0.85	0.90
	筑 豊 交 通 圏	3,650,050	0.91	10,106,432	0.42	70,395	0.85	0.90
佐賀県	佐 賀 市	3,503,887	0.91	10,487,081	0.38	89,121	0.85	0.90
	唐 津 市	2,382,501	0.96	5,444,478	0.45	41,496	0.85	0.90
長崎県	長崎交通圏	14,408,178	0.91	49,776,537	0.35	247,694	0.85	0.90
	佐 世 保 市	5,212,808	0.91	17,206,763	0.34	93,737	0.85	0.90
	諫 早 市	2,295,628	0.95	6,633,155	0.36	39,382	0.85	0.90
宮崎県	宮崎交通圏	8,894,587	0.92	25,901,058	0.37	208,740	0.85	0.90
	延岡市	2,645,095	0.92	7,705,206	0.37	64,036	0.85	0.90
	都城交通圏	1,754,835	0.87	5,497,453	0.41	43,995	0.85	0.90
熊本県	熊本交通圏	19,371,298	0.92	51,150,433	0.38	352,913	0.85	0.90
	八代交通圏	2,124,866	0.90	5,876,330	0.39	45,155	0.85	0.90
大分県	大 分 市	8,943,761	0.92	24,826,445	0.43	158,786	0.85	0.90
	別府市	3,154,545	0.92	8,503,956	0.40	61,388	0.85	0.90
鹿児島県	鹿児島市	14,364,094	0.93	40,339,317	0.36	311,479	0.85	0.90
	鹿児島空港交通圏	2,664,314	0.92	6,545,932	0.41	55,352	0.85	0.90

②その他ハイヤー

		適正車両数の算定			
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率		
			上限*4	下限*4	
福岡県	北九州交通圏	31	0.44	0.47	

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和4年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2・・・・・「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3・・・・・実働率の「上限」は85%、「下限」は90%
- *4・・・・・乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率